

川崎市上下水道局規程第36号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月15日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を第3条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（工事の施行の特例）

第3条 条例第4条第1項ただし書に規定する管理者が別に定めるものは、給水装置の修繕の工事（管理者による施行が必要な場合を除く。）とする。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する管理者が認めるときは、災害その他の特別な事由が生じ、指定給水装置工事事業者の確保が困難となると認めるときとする。

第8号様式中

「

工事施行者	指定番号
-------	------

」

を

「

工事施行者	指定番号・施行者名
	電話番号

」

に、「給水装置センター」を「所管サービスセンター」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月15日から施行する。